

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第53号

平成30年1月15日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

都市計画道路 3・4・12 号線の 擁壁設置工事を進めています

羽村大橋東詰交差点周辺における都市計画道路 3・4・12 号線及び奥多摩街道側などへの擁壁を設置する工事につきましては、情報紙「まちなみ第52号」でお知らせしておりましたが、昨年8月の説明会の開催後に擁壁工事に着手し、11月からは、擁壁本体となるPC壁体（コンクリート杭）の設置を開始しました。

この工事は、現在の石積み擁壁に替わる延長約100mの範囲にPC壁体128本を連続して設置していくもので、12月末の時点で38本の設置が完了しました。

引き続き、平成30年9月の完成に向け、安全を第一に工事を進めてまいりますので、関係権利者の皆様をはじめ、近隣住民の方々のご理解とご協力をお願いします。

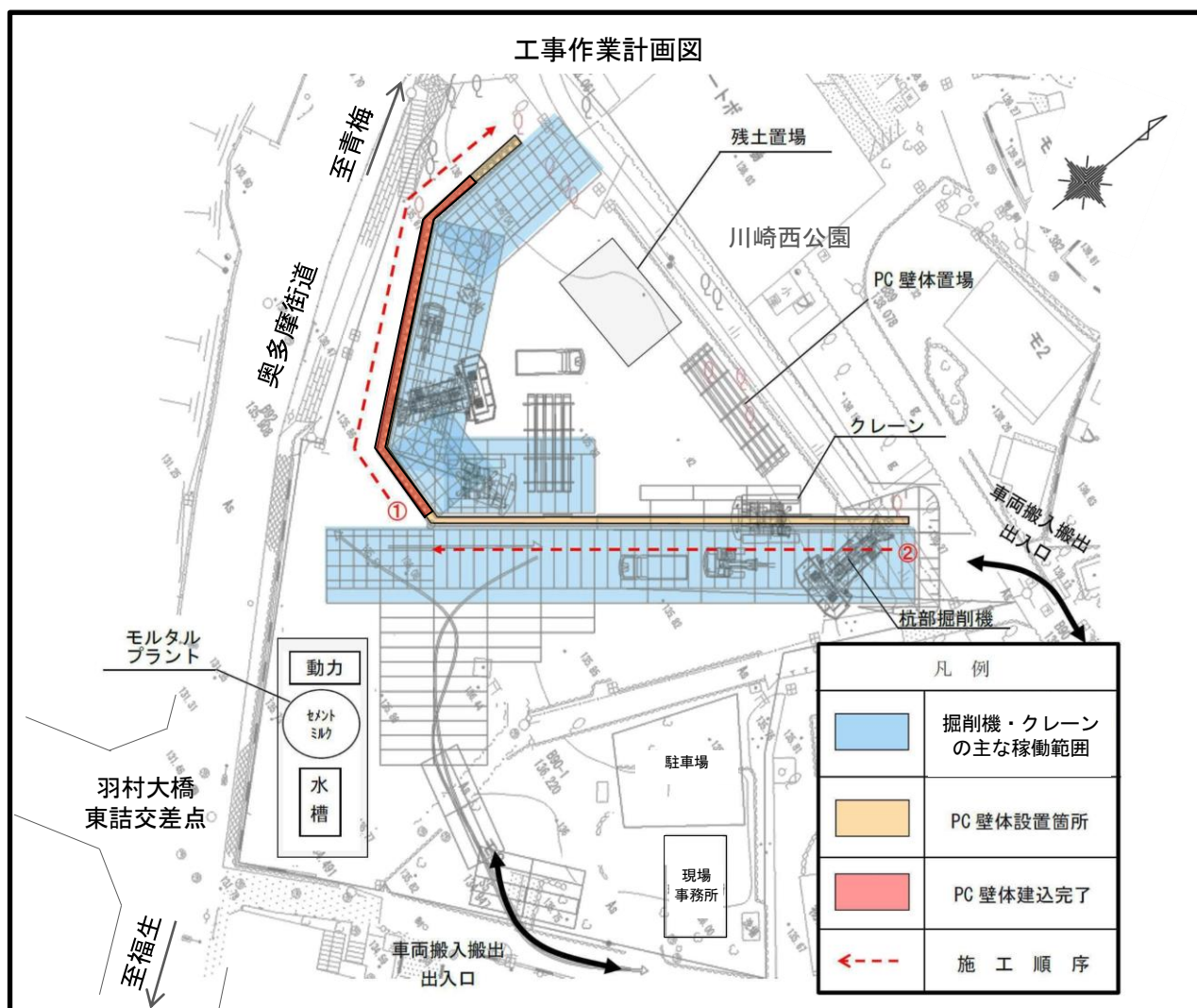


第53号の主な内容

1. 擁壁築造工事の進捗状況等について
2. 区画道路築造工事等の進捗状況について
3. 建物等の移転補償の流れについて

1. 擁壁築造工事の進捗状況等について

都市計画道路 3・4・12 号線等への擁壁設置工事については、平成 30 年 9 月の完了に向けて進めており、擁壁設置工事の完了後には、権利者の移転先となる宅地の造成工事を引き続き行っています。



擁壁工（P C 壁体）現場の作業状況

掘削機により掘削完了後、クレーンにより P C 壁体を吊り上げ沈設・設置

【吊り上げ】

→

【沈 設】

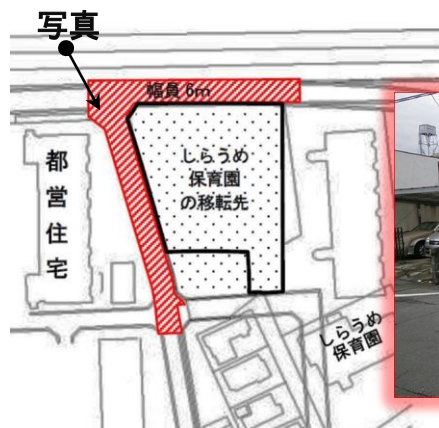
→

【設 置】



2. 区画道路築造工事等の進捗状況について

しらうめ保育園周辺



しらうめ保育園の移転先に接する既存道路の拡幅工事や宅地の造成工事が12月28日に完了しました。

【整備前の状況】



撮影：平成 27 年 7 月

【整備後の状況】



撮影：平成 29 年 12 月

川崎一丁目エリア



既存道路の拡幅工事や区画道路の築造工事、宅地の造成工事を進めており、平成30年1月下旬に完了する予定です。

【整備前の状況】



撮影：平成 28 年 4 月

【整備中の状況】



撮影：平成 29 年 12 月

羽村大橋周辺



羽村東小学校東側の区画道路の築造工事や宅地の造成工事が、12月14日に完了しました。

【整備前の状況】



撮影：平成 29 年 10 月

【整備後の状況】



撮影：平成 29 年 12 月

3. 建物等の移転補償の流れについて

現在、優先的に整備する地区において建物等の移転を進めており、今後、移転工事の進捗状況を捉え、権利者の皆様への移転に関する説明や協議を以下のフローを基本に進めていきます。
なお、移転工法の違いや権利者との協議状況により、フローの順番が前後する場合があります。

【基本的な建物等の移転・補償の流れ（フロー）】

① 移転・補償の説明

移転の時期や補償の概要について説明します。
説明に伺う時期は、「⑦建物等の移転」のおおむね1年半から2年前となります。

② 建物等調査 (立会い調査)

補償金算定のため、建物所有者、入居者等の立ち会いのもと、聞き取り調査や建物内外・工作物等の調査を行います。
調査の時期は、「⑦建物等の移転」のおおむね1年前となります。

③ 補償調査結果の確認

建築物調書（建物平面図、建物外部・内部仕上一覧、工作物・竹木土石配置図、動産一覧等）を提示し、調査漏れがないか確認いただきます。

④ 補償額の提示

補償費の積算結果をもとに権利者個々に補償額を提示し、対象となる補償項目や主な補償対象について説明します。
例）「建築物移転費」「工作物移転費」「竹木土石移転費」「仮住居費」「動産移転費」「移転雑費」など

⑤ 仮換地の指定

施行者(市)が戸別訪問し、従前地にかわる仮換地(あらたな土地)の指定通知をお渡します。

⑥ 補償契約

権利者の皆様と施行者(市)で、移転補償契約を締結します。
着手届等の提出をお願いし、書類を提出していただいた後2～3週間で補償金の一部を前払金として権利者へお支払いします。

⑦ 建物等の移転

移転工事（曳き家または取り壊し）は、権利者ご自身で工務店等に発注していただき、従前地を更地の状態で市に引き渡していただきます。
補償金については、従前地が更地になったことを確認した後に、既にお支払いしている前払金を除いた残額をお支払いします。

⑧ 仮換地の使用開始

仮換地（あらたな土地）の造成工事が完了すると使用可能となり、建物の建築等を行うことができます。

(注意) 羽村市の職員または羽村市が委託する「公益財団法人東京都市づくり公社」の職員以外が、皆様のお宅を訪問し、移転協議に関するお話しをすることはありません。
ご不明な点がございましたら土地区画整理事務所まで連絡をしてください。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

